

令和8年度事業計画

第7次中長期計画2年目の令和8年度事業計画を次のとおりとして取り組んでまいります。

- 1 就業機会の確保と拡大
- 2 会員の入会促進と普及啓発活動の推進
- 3 安全就業と健康管理の推進
- 4 適正就業の推進
- 5 技能講習会の実施
- 6 組織体制の強化
- 7 効率的なセンター運営と事務局体制の充実
- 8 関係機関との連携
- 9 事務所の整備

令和8年度は会員数1,793人、粗入会率2.01%以上（※1）、契約金額82,500万円、就業率83%の目標達成に向け、会員及び役職員が一丸となり次の事業に取り組んでまいります。

（※1）会員数目標値を1,793人として、八尾市の令和8年度60歳以上人口予測より算出。

1 就業機会の確保と拡大

（1）民間企業からの受託事業の拡大

就業機会創出員を中心に、民間企業への積極的な働きかけを行い、就業機会の確保・拡大に努めます。

（2）公共機関からの受託事業の拡大

随意契約による受注拡大を図るとともに、継続的なPR活動を通じて新規受注の確保に努めます。

（3）適正就業ガイドラインに沿った就業推進

適正就業ガイドラインに基づき、請負事業及び労働者派遣事業の適正な運営と拡充を図ります。

（4）高年齢会員の就業の場の確保

会員の高齢化を踏まえ、作業内容の見直しや発注者との調整を行い、高年齢会員が就業可能な環境整備に努めます。

- (5) 独自事業による就業機会の確保・拡大
「地元野菜の栽培・販売事業」及び「空き家・空き地等対策事業」を引き続き推進し、事業の拡大と内容の充実を図ります。
- (6) 就業ミスマッチの解消
入会面談等を通じて会員の希望や適正を的確に把握し、就業ミスマッチの解消に努めます。
- (7) 未就業相談の実施
入会後の早期就業を促進するため、未就業会員に対する相談体制の充実を図ります。
- (8) 就業機会の情報提供
センターホームページ及び事務局だより等を活用し、求人情報の定期的な提供に努めるとともに、スマートフォン・PCによる情報発信の充実を図ります。
- (9) 日常生活支援サービス事業の就業開拓・拡大
 - ①八尾市介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、訪問型サービスの就業機会の拡充に努めます。
 - ②八尾市委託事業である「ママサポート事業」を引き続き実施します。
 - ③八尾市委託事業である「母子家庭等日常生活支援事業」を引き続き実施します。
 - ④掃除、洗濯、炊事等の家事援助サービスについては、家事介護班を中心に実施します。
 - ⑤高齢者等の話し相手、外出同行、買物支援については、家事介護班を中心に実施します。
 - ⑥家具移動及び粗大ごみ搬出については、単発班を中心に実施します。
 - ⑦子育て世帯等への支援サービスについては、登録会員の技能を活かし引き続き実施します。

2 会員の入会促進と普及啓発活動の推進

- (1) 会員の入会促進
 - ①会員募集チラシについては、在庫状況及び請負契約から包括契約への移行時期を踏まえ、新たなチラシ作成を検討します。
 - ②市役所やハローワーク等の公共施設での配架を継続するとともに、民間施設への展開も図り、入会促進に努めます。

- ③「きらめきフェスタ」開催時に多様な手法によるPRを実施するとともに、八尾商工会議所、八尾市高齢者クラブ及び地域就労支援センター等との連携を検討し、入会促進に努めます。
- ④デジタル技術に知見を有する人材の確保に努めるとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した入会促進について調査・研究を進めます。
- ⑤健康ウォーキング企画として、八尾市が推進する「公園てくてく健康づくり」を活用し、「きらめき」ベストを着用したPR活動を通じて入会促進を図ります。
- ⑥地域委員会と連携し、「会員入会ポスター」の掲示を継続的に実施し、地域に根ざした入会促進を図ります。
- ⑦商業施設等においてポケットティッシュ配布を実施するとともに、ポイント制度の活用により普及啓発の強化を図ります。

（2）女性の入会促進

- ①女性委員会「アイリス」の活動を活性化し、定期的な委員会開催やウエスの寄付等の地域貢献活動を通じて女性会員の活躍を発信し、入会促進を図ります。
- ②「手をつなぎ、楽しい仕事と友達づくり」をキャッチコピーに、女性に特化したイベントや講座の企画・実施を検討し、女性会員の拡大に努めます。

（3）普及啓発活動の推進

- ①「市政だより」や新聞等の紙媒体に加え、ホームページやLINE等のデジタル媒体を活用し、効果的な情報発信に努めます。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス・会員制交流サイト）やAI(エーアイ・人工知能)の活用についても検討を進めます。
- ②普及啓発月間（10月）に「きらめきフェスタ」を開催し、世代間交流や参加型企画の充実を図ることで、センター事業の周知・理解の促進に努めます。
- ③「やお河内音頭まつり」への参加については、「生き生き倶楽部」を中心に理事・会員・事務局が一体となって参画し、普及啓発を推進します。
- ④センターキャラクター「チエブクロー」及び愛称「きらめき」を活用した普及啓発グッズの作成・活用を進めます。
- ⑤各種イベントやボランティア活動において「きらめき」ベストを着用し、

視覚的 PR の強化に努めます。

- ⑥安全・適正就業委員会の「健康ハイキング」と連携し、「健康ウォーキング」について調査・研究を進めます。

(4) 会員相互の交流と社会貢献活動

- ①会報誌「きらめき」を年2回発行し、地域班長による配付を通じて会員相互の交流促進と連帯感の醸成を図ります。
- ②「きらめきフェスタ」や「やお河内音頭まつり」への参画及び「大和川クリーン作戦」等のボランティア活動への参加を通じて、地域社会への貢献に努めます。
- ③独自のボランティア活動について調査・研究を進め、活動の充実を図ります。
- ④「きらめきフェスタ」におけるバザーを実施し、その売上を災害復興支援として寄付することで社会貢献に努めます。

(5) 各委員会・他市センターとの連携

- ①業務部会及び総務部会を必要に応じて開催し、各委員会の連携強化と広報活動の充実を図ります。
- ②他市シルバー人材センターとの交流や視察研修を通じて情報共有を行い、普及啓発活動の充実を図ります。

3 安全就業と健康管理の推進

(1) 安全対策事業の実施

- ①安全・適正就業委員会等により定期的に就業現場の巡回を実施し、安全意識の高揚を図るとともに、就業中及び就業途上における事故の未然防止に努めます。また、巡回時には会員の就業実態の把握を行い、安全就業ハンドブックの携帯について入会時及び巡回時に周知徹底を図ります。
- ②就業会員に対し、作業前の安全確認や作業環境の点検、適切な服装・装備の徹底を促します。あわせて、熱中症予防として水分補給や空調服の活用を周知します。特に草刈り作業については、養生シートの活用等により飛び石事故の防止を徹底し、事故ゼロを目指します。また、「安全就業基準」をホームページに掲載し、会員及び発注者への周知を図ります。
- ③安全・適正就業委員会を定期的に開催し、傷害事故及び賠償事故の原因

分析を行い、再発防止策の周知徹底に努めます。また、自転車に関する法令改正を踏まえ、「きらめきフェスタ」における寸劇等を通じた啓発活動を実施するとともに、安全スローガンの募集・活用により安全意識の向上を図ります。

- ④全国的に実施される「安全・適正就業強化月間」（7月）にあわせ、のぼりの掲揚及び重点的な安全巡回パトロールを実施します。
- ⑤全国シルバー人材センター事業協会及び大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、安全対策事業の推進を図ります。
- ⑥自転車損害賠償保険加入の周知徹底を図るとともに、ヘルメット着用促進のための助成制度を継続します。また、熱中症対策として空調服購入助成についても引き続き実施します。
- ⑦新規受注事業については、作業内容や就業形態を精査し、指揮命令が発生する場合は派遣契約への切替を行うとともに、安全確保上の課題がある場合は発注者へ改善を要請します。

（2）健康保持増進事業の実施

- ①会員の加齢に伴う傷害事故の予防を図るため、定期健康診断の受診を促進するとともに、会報誌「きらめき」及び「安全・適正就業委員会だより」において、フレイル予防や熱中症対策等の健康情報を継続的に発信します。
- ②健康維持・増進を目的として、健康ハイキングに加え、フレイル予防体操や軽度認知症対策等の講習会など、新たな健康づくり事業の検討を進めます。

（3）安全講習会の実施

- ①八尾警察署及び自動車教習所の協力を得て、交通安全講習会を実施します。
- ②八尾市消防本部の協力を得て、普通救命講習及びAED（自動体外式除細動器）講習会を実施し、緊急時対応力の向上を図ります。
- ③健康福祉部の協力を得て、熱中症対策やフレイル予防など健康に関する講習会を実施します。

4 適正就業の推進

- ①「適正就業ガイドライン」に基づき、請負・委任契約での対応が困難な業務については、業務内容や指揮命令関係を精査のうえ、労働者派

遣事業及び職業紹介事業への切替を適切に推進します。

- ②センターの「就業基準」に基づき、会員に対し適正かつ公平な就業機会の提供を図るため、わかちあい就業（3年）及びローテーション就業を実施します。
- ③特定の職種における応募者の偏りに対応するため、面接の実施により選考基準の明確化と公平性の確保に努めるとともに、第2・第3志望への柔軟な転換を推奨します。

5 技能講習会の実施

就業機会の確保及び会員の技能向上（スキルアップ）を図り、就業に結び付く実践的な研修・講習会の充実に努めます。

- ①安全就業の徹底を図るため、実務に即した除草研修会を実施します。
- ②業務に必要な知識・技能の向上を図るため、パソコン及びスマートフォンを活用した情報機器講習会を実施します。
- ③筆耕業務への従事を促進するため、技術向上を目的とした筆耕講習会を実施します。
- ④家事援助サービスの質の向上を図るため、会員間の意見交換会等を実施し、サービス内容の充実に努めます。
- ⑤学校園等で就業する会員を中心に、ハラスメント防止に関する研修を実施し、安心して就業できる環境づくりを推進します。
- ⑥運転業務に従事する会員を対象に、安全運転意識の向上を目的とした講習会の実施に努めます。
- ⑦大阪府シルバー人材センター協議会が主催する技能講習会（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用し、就業に直結する技能の習得及び新規会員の入会促進を図ります。

6 組織体制の強化

（1）地域班組織体制の確立と強化

- ①会員の意見・要望をセンター運営に反映しやすい組織づくりに努めます。
- ②会報誌「きらめき」は1月号のみを配布とし、7月号については事務局から各会員へ郵送します。あわせてアンケートを継続実施し、寄せられた意見・要望等に対する事務局の回答を班長へ周知します。また、班長と会員のコミュニケーション希薄化を防ぐための方策について、地域委員会において検討を進めます。
- ③地域委員会を定期的で開催し、地域班の課題について協議するととも

に、地区長間における情報共有を図ります。

- ④「班長のつどい」（年２回）を開催し、班長間の交流と連携強化を図ります。また実施後のアンケート結果を踏まえ、内容の充実に努めます。
 - ⑤地区ごとに優先順位を定め、重点地区を選定のうえ班長連絡会議を開催します。
 - ⑥「班長のつどい」及び班長連絡会議への参加が継続的な参加につながるよう、好循環の形成を図ります。
 - ⑦掲示可能な班長宅において、「会員募集ポスター」及び「きらめきフェスタ案内ポスター」の掲示を行います。
 - ⑧地域班組織を活用し、各委員会や関係団体と連携のもと、地域におけるボランティア活動等への参加を推進します。
- (2) 地域班長不在地区を解消した状況の維持
- ①地域委員会において班長不在地区の状況を共有し、解消に向けた取組を継続します。
 - ②会報誌「きらめき」や「きらめきフェスタ」等の機会を活用し、地域班活動及び班長の役割について周知を図り、担い手の確保に努めます。
 - ③地区長と班長の連携を強化し、地区内における人材の発掘を図ります。
 - ④必要に応じて近隣地域班からの班長選出についても検討します。

7 効率的なセンター運営と事務局体制の充実

(1) 自主財源の確保

- ①センターホームページでの情報発信を中心に、インターネットを活用した受注拡大・会員拡大や情報提供に引き続き取り組みます。あわせて、「きらめきフェスタ」の継続開催や自治体等が主催するボランティア活動への参加など、各委員会が連携して普及啓発活動を推進し、就業機会の確保・拡大、会員の入会促進及び事業の拡大に努めます。
- ②消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入や、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）の施行、これに伴う新たな契約方式（包括契約）への移行など、センター事業に影響を及ぼす制度動向を注視し、安定的な事業運営に向けた適正な事務費率について検討します。
- ③会費未納者に対して会員継続の意思確認を行い、継続の意思のある会員には未納督促を実施します。

- ④未収金について、定期的に滞納者リストを担当者に回覧し未収情報を共有することで、会員の就業停止などの措置を迅速に行うと共に、返済計画書を提出させるなど回収の強化に取り組みます。また、口座振替やコンビニ収納サービスを活用し、入金しやすい環境の整備に努めます。
- ⑤「適正就業ガイドライン」に基づき、指揮命令が発生するなど請負での就業が困難な業務については、派遣事業への新規受注の振分け及び既存受注の切替えを引き続き進めるとともに、派遣事業の広報に努めます。

(2) 事務の効率化と経費の節減

- ①コンピュータシステムの活用により事務効率の向上を図るとともに、OCRシステム（文字読取り装置）の導入に向けた調査・研究を行い、電子決裁のさらなる推進やペーパーレス化、押印廃止など、業務の効率化に取り組みます。
- ②センターホームページや会員クラウドサービスを活用し、情報提供に係る経費の抑制を図るとともに、講習会等を通じて会員のデジタルリテラシー（ネットやスマホを正しく使う知識）向上に取り組み、センターのデジタル化を推進します。
- ③特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に適切に対応するため、発注者・会員・センターの三者間契約による新たな契約方式について、令和9年度からの導入を目指し、調査・研究及び一部業務での試験的導入を行います。

(3) 補助事業の拡大

「高齢者就業機会確保事業費等補助金」及び「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に係る雇用開発支援事業費等補助金など、国庫及び市補助金を引き続き活用し、センター事業の推進に努めます。

(4) 事務局体制の整備

- ①事務局の組織体制を見直し、新規採用職員の適切な配置及び育成を行うなど、将来のセンター事業運営を見据えた体制整備を図ります。
- ②八尾市と連携し、市主催の職員研修への参加を推進するとともに、全国・府の関係団体や商工会議所、社会保険協会等が実施する各種研修を活用し、職員の資質向上を図ります。

8 関係機関との連携

(1) 行政機関との連携

大阪労働局、大阪府及び八尾市等の行政機関との連携を強化し、公共事業の受注拡大や補助金等の支援拡大を要請するとともに、センター事業の円滑な推進に努めます。

(2) 各種団体との連携

円滑な事業運営を推進するため、上部団体である全国シルバー人材センター事業協会や大阪府シルバー人材センター協議会、府下各市のシルバー人材センターとの連携を図るとともに、商工会議所や高齢クラブ等の市内各種団体とも連携し、事業の推進及び普及啓発に努めます。

9 事務所の整備

センター事務所は建物の老朽化が著しく、施設規模も狭隘となっていることから、センター事業の推進及び会員が集い活動できる拠点として、事務所の整備・更新は喫緊の課題となっています。

このため、事務所建設準備資金については引き続き計画的な積立を行うとともに、センターを監督する八尾市と緊密に協議を進め、令和10年4月を目途とした事務所の整備・移転に向け、施設の設計や費用の算定、工期の具体化など、計画の着実な推進に取り組みます。